

【Q&A】重度訪問介護の入院中利用について

質問	回答
重度訪問介護サービスについて、入院時にも利用できるようになったと聞きましたが、対象者は同じですか。	平成30年4月から、病院等に入院又は入所をしている障害者に対しても重度訪問介護を提供することが出来るようになりました。対象者は区分6該当者であり、病院等に入院・入所する前から重度訪問介護を利用している方となります。
入院時等の支援内容で気をつけることはありますか。	入院又は入所中の障害者に対し重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とします。尚、意思疎通支援の一環として、例えば適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されています。 また、サービスの提供に当たっては、病院等で提供される治療等に影響がないよう病院等職員と十分に調整して行わなければなりません。
入院中の重度訪問介護支援では、喀痰吸引等の医療的ケアは含まれますか。	上記の理由から、入院中においては喀痰吸引等の医療的ケアは算定されません。
これまで居宅介護を利用していましたが、この度入院をしたので、重度訪問介護の申請をしたいと思いますが、認められますか。	認められません。入院中においても、利用者のことを熟知している支援者に引き続き支援してもらうことを想定していますので、申請は認められません。 但し、入院時コミュニケーション支援事業については、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・移動支援のいずれかを利用している人かつ障がい支援区分認定調査項目「認知機能群」のうち、「コミュニケーション」が「日常生活に支障がない」以外の人又は「説明の理解」が「理解できる」以外の人、もしくはこれらと同等の状態にある人（*18歳未満及び療養介護・施設入所支援利用者は対象外。）となっており、認められる可能性があります。
入院中に重度訪問介護の支給量を増やすことは出来ますか。	支給量を増やす等変更することを妨げるものではありませんが、変更の必要性については慎重に検討することとしています。
入院中の病院から外出・外泊する場合も、入院中の重度訪問介護の取扱い要件と同じですか。	病院等からの外出・外泊時に重度訪問介護を行う場合は、「病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して重度訪問介護を提供する場合」に該当するため、障害支援区分4・5の者や、入院前から重度訪問介護を利用していない者なども含め、重度訪問介護の全ての対象者が利用できます。
重度訪問介護は見守り等の支援とともに身体介護等を提供するものですが、入院中においても意思疎通に対応するための見守りの時間は算定されますか。	算定されます。